

二本松市工事成績評定要領

○二本松市工事成績評定要領

(平成18年8月 1日決裁)

(平成20年5月28日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、二本松市請負工事検査実施規程（平成17年二本松市訓令第38号。以下「規程」という。）第12条に基づき本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施により工事の検査の適正化を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負代金額が100万円以上の工事を対象とする。ただし解体工事及び維持修繕の除草等簡易な工事は除く。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、当該工事の担当監督員、当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）及び検査員（当該工事の検査について、規程第5条第2項に基づき指定された者をいう。以下同じ。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事及び、評定者ごとに独立して、監督員、所管課長及び検査員が監督又は検査等において確認した事項に基づき、厳正かつ適確に行うものとする。

2 検査員が行う評定は、検査において補修があった場合は、補修前の状態に基づき行なうものとする。

3 評定は、下記の事項について、工事成績評定表（第3号様式）、細目別評定点（第3号の1様式）、及び考査項目別運用表（第3号の2様式）により記録して行う。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 高度技術力
- (5) 創意工夫
- (6) 環境対策
- (7) 社会性等

4 監督員、所管課長及び検査員は、評定に当たり施工プロセスチェックリスト（別紙）を

二本松市工事成績評定要領

考慮するものとする。

- 5 監督員は、請負者から第3項第4号から第6号までに掲げる項目に関し、当該工事の実施状況が提出されたときは、当該実施状況も考慮して評価を行うものとする。
- 6 所管課長は、工事経過把握及び監督員の指導、管理のため、監督員の評価内容を確認、点検を行なったうえ評価するものとする。
- 7 検査員は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。

(評定の判定区分)

第5条 評定の判定区分は、次のとおりとする。

評定点合計	判定区分
85点以上	優 良
84点～70点	良 好
69点～60点	普 通
59点～50点	やや劣る
49点以下	劣 る

(評定の時期)

- 第6条 評定は、監督員及び所管課長については工事が竣工（竣工・一部竣工。以下同じ。）したときに、検査員については所管課長から規程第6条第1項の規定による検査依頼書（以下「依頼書」という。）により竣工検査を実施したときに、それぞれ速やかに第4条に基づき評定を行うものとする。また、中間出来形検査（既済部分）は検査員が検査を実施したときに行うものとする。
- 2 検査員は、第1項の規定により関係書類の提出を受けたときは、検査員に係る考査項目について評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

- 第7条 所管課長は、当該工事の依頼書とともに、第4条第3項の評定に係る書類（以下「評定表等」という。）を契約管財課に提出するものとし、検査員は、当該評定表等に検査員に係る考査項目について評定を行うとともに、評定表、配点一覧表及び採点表を作成しなければならない。
- 2 検査員は、前項の規定により評定を行なったときは、二本松財務規則第126条第3項に基づく工事検査調書に評定表等を添えて契約権者に提出しなければならない。
 - 3 契約管財課長は、評定表等の写しを所管課長に送付しなければならない。

二本松市工事成績評定要領

(評定結果の通知)

第8条 所管課長は、1件の請負代金額が100万円以上の工事について、契約管財課長から評定表等の送付があったときは、当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に対し、評定の結果を工事成績評定通知書（第1号様式）及び項目別評定点（別表1）により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約権者は、前条の規定により評定の結果を通知した後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかった事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物への影響等）が明らかになった場合、修正が必要と認められる期間は、二本松市工事請負契約約款（平成17年告示第14号）第41条第2項に基づく瑕疵担保期間の範囲内とする。

2 修正の是非の判断は、所管課長と契約管財課長が協議のうえ決定するものとする。

3 契約管財課長は、前項の協議のうえ修正が必要と決定された場合は、評定を修正しその結果を所管課長に送付するものとする。

4 所管課長は、前項の規程により修正された評定表等の送付があったときは、前条に定めるところにより、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条及び前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（第2号様式）により回答するものとする。

3 前2項の事項については、前条の通知において明らかにするものとする。

(評定表等の管理)

第11条 評定表等は、契約管財課において保管するものとする。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度起工工事から適用する。